

【目次】

1 申告が必要な方	1ページ
2 提出書類	1ページ
3 固定資産税における償却資産とは	1ページ
4-1 償却資産の種類と具体例	2ページ
4-2 償却資産として取り扱う家屋の建築設備(建物付属設備)の具体例	2ページ
4-3 業種別償却資産の具体例	3ページ
5 償却資産の取得価額	3ページ
6 少額の減価償却資産の取り扱い	4ページ
7 課税標準の特例(固定資産税の軽減)等	4ページ
8 税額等の算出方法	5ページ
9 申告書の書き方	6ページ
10 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合	8ページ
11 実地調査のお願い	8ページ

1 申告が必要な方

工場や商店、飲食店などを経営したり、アパートや駐車場を貸し付けていたりするなどの事業を行っている方で、令和8年1月1日現在、釜石市内に事業用の償却資産を所有している個人・法人の方です。

2 提出書類

- 償却資産申告書（償却資産課税台帳） 1部
市の受付印を押印した申告書控えが必要な場合は2部提出してください。
郵送により上記申告書控えの返送を希望する場合は、切手を貼付した返信用封筒も同封してください。
- 種類別明細書（全資産用） 1部 ※電算処理方式により全資産申告される方、初めて申告をされる方
- 種類別明細書（増減資産用）1部 ※所有資産の増加・減少や移動、内容修正等ある場合
- 課税標準の特例（税の軽減）等に該当する資産を所有している場合、その内容が証明できる書類 1部

3 固定資産税における償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供する（※1）ことができる資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のものをいいます。

ただし、鉱業権、漁業権、特許権などの無形減価償却資産や自動車税、軽自動車税の課税対象であるものは除かれます。

- ◎ 次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。
 - ① 建設仮勘定で経理されている資産
 - ② 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
 - ③ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
 - ④ リース資産（他の事業所に貸し付けてある資産）（※2）
 - ⑤ 他から賃借している建物に施工した付属設備（建物・建物付属設備勘定で経理されているもの）

（※1）「事業の用に供する」とは

- 「事業」とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことを言い、営利又は収益を得ることを必要としません。したがって、公益法人、一般社団・財団法人などが行う活動も事業に該当します。
- 「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。
- 直接的に営利事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舎、寮など）の器具備品、構築物なども償却資産として課税対象となります。

（※2）借用資産（リース資産）の申告者

- リース会社に申告していただく場合
所有権移転外リース（リース資産の所有権はリース会社のあるもの）
- 借主に申告していただく場合
所有権移転リース（実質的に売買があったとみなされるもの）
 - ① リース期間の終了の時又は中途において、無償又は名目的な対価で借主に譲渡されるもの。
 - ② リース期間の終了の時又は中途において、著しく有利な価格で買い取る権利が借主に与えられているもの。
 - ③ 使用可能期間中、当該借主のみによって使用されると見込まれるもの又はリース資産の識別が困難であると認められるもの。

4-1 償却資産の種類と具体例

償却資産の種類は、①構築物 ②機械及び装置 ③船舶 ④航空機 ⑤車両及び運搬具 ⑥工具・器具及び備品の6つに区分することとされています。資産の種類ごとの具体例は次のとおりです。

種類	資産の具体例
1 構築物 (建物付属設備)	構築物:舗装路面、庭園、門・塀、緑化施設の外構工事、看板(広告塔など)
	建物付属設備:受変電設備、予備電源設備、中央監視設備、電力引込設備、LAN設備など【本ページ「4-2償却資産として取り扱う家屋の建築設備(建物付属設備)」をご参照ください。】
2 機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)
3 船舶	ボート、釣船、漁船、遊覧船など
4 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
5 車両及び運搬具	大型特殊自動車(分類番号が「0、00から09及び000から099」、「9、90から99及び900から999」の車両)、構内運搬車、貨車、客車など(自動車税、軽自動車税の課税対象となる車両は対象外)
6 工具・器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板(ネオンサイン)、医療機器、測定工具、金型、理・美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、自動販売機など

【小型特殊自動車の登録について】

下表の規格すべてを満たす場合は、小型特殊自動車に該当するため、固定資産税(償却資産)の対象外ですが、軽自動車税の対象となり公道走行の有無にかかわらず軽自動車の登録が必要です。

必ず市税務課市民税(電話0193-27-8481)で手続きを行ってください。

区分	長さ	幅	高さ	最高速度
農耕作業用自動車(※3)	制限なし			35km/h未満
それ以外の特殊自動車	4.7m以下	1.7m以下	2.8m以下	15km/h以下

(※3)乗用設備があるトラクタ、コンバイン、田植機、トレーラタイプのけん引式農耕作業用機械(マニュアルスプレッダ、スプレーヤ等)

4-2 償却資産として取り扱う家屋の建築設備(建物付属設備)の具体例

次のような設備は経理区分の仕方に関わらず償却資産に該当します。

設備区分	資産の具体例
テナント設備	賃貸建物に付加した内装、電気・給排水・冷暖房設備など
変電設備	屋外配線、変圧設備、工業用変電・発電設備、配線など、その他一式
自家発電設備	変電気、発電機、蓄電池、その他一式
中央監視制御装置	各種記録計、指示計、監視制御盤、配線、その他制御装置一式
電話設備	電話交換機、電話機、電源など
放送設備	インターホン、マイクロホン、拡声器、増幅器、演奏器など
その他	ルームクーラー、パッケージエアコン、屋外給排水設備、屋外ガス供給本管、局所式給湯器、局所式給湯のボイラー及び付属品など

4-3 業種別償却資産の具体例

各業種別の償却資産の具体例は次のとおりです。

業 種	資 産 の 具 体 例
各業種共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、自動販売機、(袖)看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、簡易間仕切り、駐車場設備、ブラインド、LAN 設備、太陽光発電設備など
製造業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備など
印刷業	各種印刷機及び製版機、断裁機など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなどの土木建設車両(軽自動車税の対象となるものを除く)大型特殊自動車、発電機など
料理飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器など
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日除けなど
理容・美容業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポールなど
不動産貸付業	受変電設備、中央監視制御装置、門扉、塀、緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備など
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンクなど
ホテル・旅館業	客室設備(ベッド、家具、テレビなど)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、家具調度品、駐車場設備など

次のような資産も申告の対象となりますのでご注意ください。

- 耐用年数1年未満の資産又は1品あたりの取得価額が20万円未満の資産であっても、税務経理で個別に減価償却をしている資産
- 税務経理では減価償却済みの資産であっても、現在事業に用いることができる状態にある資産。(資産の最低効用価値として5%評価の対象となります。)
- 清算中の法人自ら清算事務に用いているもの、又は他の事業者にも事業用資産として貸し付けているもの。
- 事業所が、その従業員の利用に供するために設置している福祉厚生施設(医療施設、食堂施設、社宅、寄宿舎、娯楽施設など)の設備、備品など。

5 償却資産の取得価額

償却資産の取得価額とは、その資産を取得するために通常支出すべき金額とされています。資産の購入代価のほか、引取運賃、荷役費、購入手数料、設計管理費、据付費等の付帯費用も含まれます。

消費税を取得価額に含めて税務会計を行っている場合(税込経理方式)は、消費税を含めた取得価額で申告する必要があります。

6 少額の減価償却資産の取り扱い

取得価額が少額である償却資産の申告は、税務会計上の経理区分によってその取扱いが異なりますので、次の表を参考にしてください。

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
一時損金算入(必要経費)	申告対象外			
3年一括償却	申告対象外			
リース資産(ファイナンス・リース)	申告対象外		申告対象	
中小企業特例	申告対象			
個別減価償却(※5)	申告対象			

(※5)個人の方の、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため申告対象外です。

7 課税標準の特例(固定資産税の軽減)等

固定資産税の課税標準額の特例の主なものについては以下のとおりです。

(1)平成23年東日本大震災による被害があった場合

平成23年東日本大震災により被災し、滅失・損壊した償却資産に代わる償却資産を令和8年3月31日までに取得(改良)した場合、取得(改良)後4年度分の課税標準が2分の1になります。

特例を受けるためには、申告が必要です。償却資産申告書の種類別明細書摘要欄に代替又は改良資産であることを明記し、被災した資産と代替資産に係る対照表(任意様式)を作成の上添付してください。

(2)東日本大震災復興特別区域法第37条第1項に規定する指定事業者の指定を受けた場合

東日本大震災復興特別区域法に規定する認定復興推進計画に定められた復興産業集積区域内において新設・増設した資産については、取得後、最大で5年度分の課税が免除されます。課税免除を受ける場合は、令和8年2月2日までに固定資産税課税免除申請書の提出が必要です。

(3)過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく設備を取得した場合

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、一定の条件に該当する設備を取得した場合、取得後、3年度分の課税が免除されます。課税免除を受ける場合は、令和8年2月2日までに固定資産税課税免除申請書の提出が必要です。

(4)先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等が同計画に基づき設備を取得した場合

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定を釜石市から受けた中小企業等が、同計画に基づき設備を新規取得した場合、その設備に係る固定資産税の課税標準が軽減されます。軽減を受ける場合は、償却資産申告書に「先端設備導入計画認定申請書の写し」及び「認定書の写し」を添付してください。

※その他、特例等の各制度の詳細や各種様式等は、市ホームページをご確認いただくか、市税務課資産税係へお問い合わせください。

8 税額等の算出方法

申告された償却資産の税額の算出方法は以下のとおりです。

(1) 評価額の算出方法

申告された資産の取得年月、取得価額、耐用年数から賦課期日(1月1日)現在の評価額を一品ごとに算出します。

・前年中に取得した資産の場合

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率 } r/2) = \text{取得価額} \times \text{減価残存率 A}$$

・前年前に取得した資産の場合

$$\text{前年度評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応ずる減価率 } r) = \text{前年度評価額} \times \text{減価残存率 B}$$

※上記で算出した額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額×5%の額が評価額となります。

【減価残存率表】

耐用年数	耐用年数に対応する減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に対応する減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	耐用年数に対応する減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)			前年中取得のもの (A)	前年前取得のもの (B)
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	51	0.044	0.978	0.956
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936	52	0.043	0.978	0.957

(2) 課税標準額の算出方法

評価額を合計したものが課税標準額です。課税標準額は1,000円未満を切り捨てます。

課税標準の特例が適用される場合は、該当する資産の評価額に特例率を乗じた額を基に算出します。

(3) 税額の算出方法

課税標準額を基に算出します。

$$\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)} \times \text{税率 } 1.5\% = \text{年税額 (100円未満切り捨て)}$$

※課税標準額が150万円に満たないときは課税されません。

9 申告書の書き方

- はじめて申告する場合、令和8年1月1日現在で所有している全資産を申告してください。
- これまで申告していた場合、前年度までの申告に基づいた「償却資産申告書」と「種類別明細書」を送付しますので、内容を必ず確認のうえ、令和7年中に増加又は減少した資産について申告してください。
- 電算処理方式により申告書を作成(課税標準額まで計算)している事業者は、毎年全資産を申告する必要があります。

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)の書き方

令和8年度		償却資産申告書(償却資産課税台帳)		標準識別コード				
受付印		令和8年1月19日		申告区分	<input type="checkbox"/> 当初申告 <input type="checkbox"/> 修正申告			
殿				処理方式	<input type="checkbox"/> 一般処理 <input type="checkbox"/> 電算処理			
				申告書等送付番号				
所	フリガナ 住所 (納税通知書送付先 電話番号)	かまいしただこえちよう 金石市只越町3丁目〇-〇 0193-23-4567	5	個人番号又は 法人番号	10	短期耐用年数の承認	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
有	フリガナ 公簿上の住所 又は所在地	かまいしただこえちよう 金石市只越町3丁目〇-〇	6	事業種目	〇〇〇製造業	11	増加償却の届出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	フリガナ 氏名	かまいしせいむ せいむたろう	7	資本金又は出資金の額	5,000,000円	12	非課税該当資産	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	法人にあってはその名称及び代表者の氏名	株式会社 金石税務 代表取締役 税務 太郎	8	事業開始年月	平成16年9月	13	課税標準の特例	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	屋号	税務商店	9	この申告に回答する者の氏及び氏名	金石 花子	14	特別償却又は圧縮記帳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
公簿上の生年月日 又は設立年月日	平成16年9月1日		電話番号	0193-23-4567	15	税務会計上の償却方法	<input type="checkbox"/> 定率法 <input type="checkbox"/> 定額法	
			税理士等の氏名		16	青色申告	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
			電話番号					
資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	市(区)町村内における事業所等資産の所在地			
1 構築物					① <input type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家			
2 機械及び装置					② <input type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家			
3 船舶					③ <input type="checkbox"/> 自己所有家屋 <input type="checkbox"/> 借家			
4 航空機					信用資産 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
5 車両及び運搬器具					18 貸主の名称等			
6 工具及び備品					19 <input type="checkbox"/> 資産に増減なし			
7 合計					20 <input type="checkbox"/> 該当資産なし			
資産の種類	※ 評価額 (ア)	※ 決定価格 (イ)	※ 課税標準額 (ロ)	数	21 <input type="checkbox"/> 転出・廃業・解散・その他() (令和 年 月 日)			
1 構築物					22 備考(添付書類等)			
2 機械及び装置					<ul style="list-style-type: none"> ・10~16,19~21は該当箇所にチェックを入れてください。 ・17は資産の所在地を記載してください。 ・18は借用資産(リース)がある場合に記載してください。 ・22は社名変更、譲渡等、特記事項があれば記載してください。 			
3 船舶								
4 航空機								
5 車両及び運搬器具								
6 工具及び備品								
7 合計								

第二十六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4・華色)(第十四条関係)

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

- 前年中に資産の増減がなかった場合でも、償却資産申告書「19」欄にチェックを入れて提出してください。
- 特記事項等ありましたら「22」備考欄に記載してください。(住所の変更、社名変更等)
- 申告書には、課税台帳に登載された事項を予め印字しております。申告書中「前年前に取得したもの」の金額が所有者の管理する台帳の金額と異なる場合は、令和7年度以前分の修正申告も必要となる場合がありますのでご注意ください。

(2)種類別明細書(増減資産用)の書き方

令和8年度分申告から「種類別明細書(増加資産用・全資産用)」と「種類別明細書(減少資産用)」が統合され、「種類別明細書(増減資産用)」になりました。

令和7年中に新品・中古取得や売却・滅失、移動により増減した資産について記載してください。

令和7年中に、新品・中古取得や売却、滅失等により増減した資産について記載してください。

令和8年度
種類別明細書(増減資産用)

所有者名		枚のうち		枚目		帳票識別コード		申告区分		処理方式		申告書等送付番号				
						<input type="checkbox"/> 当初申告 <input type="checkbox"/> 修正申告 <input type="checkbox"/> 一般処理										
行 番 号	異 動 区 分 <small>(注1)</small>	資 産 の 種 類 <small>(注2)</small>	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 <small>(注3)</small>			元 日 取 得 <small>(注4)</small>	取 得 価 額 <small>(注5)</small>			耐 用 年 数	申 告 年 度	増 減 事 由 <small>(注6)</small>	摘 要 <small>(注5)</small>
						年 号	年	月		千 円	百 円	円				
01	1	1		路面アスファルト舗装	1	5	7	5		3	000	000	10		1	
02	2	6		エアコン	1	4	20	7				0	6	21	4	300,000円
03																
04																
05																
06																
07																
08																
09																

【異動区分】

- 1 増加
- 2 減少
- 3 訂正

【資産の種類】

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

【年号】

- 3 昭和
- 4 平成
- 5 令和

【増減事由】

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 売却
- 4 滅失
- 5 移動
- 6 その他

異動区分が2減少の場合は、減少後の取得価額を記入してください。全部減少の場合は「0」となります。

異動区分が2減少の場合は、減少前の取得価額を記載してください。

「異動区分」 1～3までの異動区分コードを記載してください。

「資産の種類」 1～6までの資産種類コードを記載してください。

「資産の名称等」 資産の名称、規格等を記載してください。

「数量」 資産の数量を記載してください。

「取得年月」 資産を取得した年月を記載してください。

「取得価額」 異動区分が「1増加」の場合は、当該資産を事業の用に供することができる状態にするために要した一切の費用をいいます。なお、中古資産を取得したときは、取得に要した一切の費用が取得価額となります。

異動区分が「2減少」の場合は、減少後の取得価額(全部減少なら「0」)を記入し、「適用」欄に減少前の取得価額を記載してください。

「耐用年数」 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考にしてください

「増減事由」 1～6までの増減事由コードを記載してください。

「摘要」 異動区分が「2減少」の場合は、減少前の取得価額を記載してください。

その他、特記事項等あれば記載してください。(特例、非課税等)

(3) 種類別明細書(全資産用・プレ申告用)の書き方

種類別明細書(増減資産用)を参考にしてください。

電算処理方式(全資産申告)を選択している方は、「減価残存率(ロ)」、「価額(ハ)」、「※課税標準の特例」、「※課税標準額」欄についても記載してください。

電算処理方式申告、はじめて申告をする方

令和8年度

種類別明細書(全資産用・プレ申告用)

係票識別コード	<input type="checkbox"/> 当初申告 ・ <input type="checkbox"/> 修正申告
申告区分	<input type="checkbox"/> 一般処理 ・ <input type="checkbox"/> 電算処理
処理方式	<input type="checkbox"/> 電算処理
申告書等送付番号	

所有者名		枚のつち
		枚目

行 番 号	異 動 区 分 (a)(1)	資 産 の 種 類 (a)(2)	物 件 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 (a)(3)			元 日 取 得 (a)(4)	(イ) 取 得 価 額 (a)(5)			(ロ) 耐 用 年 数	(ハ) 減 価 残 存 率	(ニ) 課 税 標 準 額 の 特 例 (a)(6)		(ホ) 課 税 標 準 額 (a)(7)	増 減 事 由 (a)(8)	摘 要
						年 号	年	月		十 萬 円	百 円	円			率	コ ー ド			
01	1	1		路面アスファルト舗装	1	5	7	5		3,000	000	0	10	0.0				1	
02												0.0							
03												0.0							
04												0.0							
05												0.0							
06												0.0							
07												0.0							
08												0.0							
09												0.0							
10												0.0							

【資産の種類】

- 1 構築物
- 2 機械及び装置
- 3 船舶
- 4 航空機
- 5 車両及び運搬具
- 6 工具、器具及び備品

【年号】

- 3 昭和
- 4 平成
- 5 令和

【異動区分】

- 1 増加
- 2 減少
- 3 訂正

【増減事由】

- 1 新品取得
- 2 中古品取得
- 3 売却
- 4 減失
- 5 移動
- 6 その他

減価残存率・価額・決定価格・課税標準の特例・課税標準額欄は、電算処理方式申告(全資産申告)の場合、記載してください。一品ごとの増減申告の場合は、記載の必要はありません。

10 申告をしなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をしなかった場合や虚偽の申告をした場合は、地方税法第368条及び釜石市市税条例第72条の規定により、不足額に加えて延滞金を徴収する場合があります。

また、虚偽の申告をした場合には地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

11 実地調査のお願い

適正に課税するため、地方税法第353条及び第408条の規定により、償却資産の所有者に対して、実地調査を行う場合がありますので、その際はご協力をお願いします。

また、実地調査等に伴い、申告内容の修正をお願いする場合があります。その場合、地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分(偽りその他不正の行為により税額を逃れた場合は地方税法第17条の5第6項の規定により7年度分)遡及する場合があります。